

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：伊那市棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

（１）旧伊那町地域

大坊棚田、内の萱棚田、横山棚田

範囲については、別添１－１のとおり。

（２）旧富県村地域

桜井棚田、貝沼棚田、北福地棚田、南福地棚田、西上棚田、西の平棚田、和手下棚田、和手上棚田、宮下棚田、下新山棚田、奈良尾棚田、今泉棚田、北林棚田

範囲については、別添１－２のとおり。

（３）旧美簗村地域

笠原棚田

範囲については、別添１－３のとおり。

（４）旧手良村地域

野口開田棚田、野口タラガ沢棚田、野口蟹沢棚田、野口入田井棚田、野口東松棚田、野口向田棚田、中坪鐘付棚田、中坪上村棚田、八ツ手第一棚田、八ツ手第二棚田、下手良棚田

範囲については、別添１－４のとおり。

（５）旧西春近村地域

小屋敷棚田、山本棚田、表木棚田

範囲については、別添１－５のとおり。

（６）旧高遠町地域及び旧長藤村地域

弥勒棚田、板山棚田、野笹棚田、中条棚田、黒沢棚田

範囲については、別添１－６－１及び１－６－２のとおり。

（７）旧三義村地域

山室棚田

範囲については、別添１－７のとおり。

（８）旧藤沢村地域

北原第２棚田、御堂垣外犬石棚田、御堂垣外中田棚田、松倉棚田、片倉東の入棚田、台殿棚田

範囲については、別添１－８のとおり。

（９）旧河南村地域

越道棚田、引持棚田、下山田守谷棚田、原勝間棚田

範囲については、別添１－９のとおり。

（１０）旧伊那里村地域及び旧美和村地域

中尾棚田、非持山棚田、中非持棚田、南非持棚田、溝口棚田、黒河内棚田

範囲については、別添１－１０－１及び１－１０－２のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

前計画期間において、高齢化等により農業従事者が減少する中、認定農業者や農業法人へ集積し、取り組み面積を維持していたが、高齢化が深刻な中山間地域において、集落維持が難しくなることを踏まえ、取り組み面積維持を目標とする。また、機能維持、地域振興に関する前計画の目標の達成度は各棚田地域によりばらつきがあるため、未達成の棚田地域がある項目は同様の目標を継続して設定する。さらに、各棚田地域が取り組みやすいよう定量的な目標に修正する。

(1) 棚田等の保全

ア 荒廃農地の発生防止

(ア) 令和12年3月まで各棚田の保全に取り組む面積を現状維持(528.11ha)する。

(継続)

(イ) 令和12年3月まで各棚田における新たな荒廃農地を発生させない(現状226.80ha)。(継続)

イ 担い手の確保

(ア) 令和12年3月まで各棚田の保全に取り組む人数(団体)を現状維持する(現状1,086人)。(継続)

(イ) 令和12年3月までに各棚田の耕作を行う認定農業者、認定新規就農者等、地域計画に位置付けられた中心経営体数を1つ以上増加させる(現状298経営体)。(拡充)

(ウ) 令和12年3月までに各棚田の耕作を行う農業法人など集落営農組織を1つ以上増加させる(現状16団体)。(拡充)

ウ 生産性・付加価値の向上

(ア) 令和12年3月までに、各棚田における担い手への農地集積率を5%以上増加させる(現状14.78%)。(拡充)

(イ) 令和12年3月までに各棚田で自動草刈り機、防除用ドローン、自動給水栓、水田センサー、農地営農管理システム等スマート農業機器のいずれかを新たに1台以上導入することにより、作業時間を10%以上削減する。(新規)

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

ア 農産物の供給の促進

(ア) 棚田米を安定生産し、農林水産省が公表する長野県1等米比率以上を維持する。(継続)

(イ) そば・大豆等のローテーションによる安定生産を推進する。(継続)

イ 自然環境の保全・活用

(ア) 令和12年3月までに各棚田で環境保全型の農業(有機農業、カバークロップ、堆肥の施用等)を実施する。(拡充)

(イ) 令和12年3月までに伊那市内における鳥獣被害面積及び額を5.68ha/14,301,000円(令和6年度)から5.40ha/13,586,000円(5%)以上減少させる。(拡充)

(ウ) 各棚田で小中学生等に向けた自然ふれあいイベント(自然観察、里山ウォーキング等)の取組を年間1回以上開催し、年間20人以上の参加者を確保する。(新規)

ウ 良好な景観の形成

(ア) 令和12年3月までに各棚田及び周辺に各棚田の保全を図る者が景観作物を1カ所以上作付けする。(新規)

(イ) 各棚田において年2回以上草刈り等の維持管理活動を行い、人の手の入った美しい田園風景を維持する。(継続)

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

(ア) 令和12年3月まで棚田オーナー制度の取り組みを継続する。(継続)

(イ) 各棚田で農村交流体験イベントを年間1回以上開催し、年間20人以上の参加者を確保する。(新規)

(ウ) 令和12年3月までに各棚田地域における移住・定住者を5人以上確保する。(新規)

イ 棚田を観光資源とした地域振興

(ア) 令和12年3月までに各棚田地域における農泊の取組農家数を新たに1軒以上増加させる。(新規)

(イ) 令和12年3月までに各棚田地域における空き家又は古民家の再生・活用を1件以上行う。(新規)

ウ 棚田米等を活用した六次産業化の推進

(ア) 令和12年3月までに棚田米等を原料とした加工品を1品以上特産品化し、販売を促進する。(新規)

エ 地域社会の維持・活性化

(ア) 令和12年3月までにいずれかの棚田にインターンシップ、営農ボランティア、農福連携等を通じた外部人材を1名以上確保する。(新規)

(イ) 令和12年3月までに地域運営組織(区、地区常会等)と連携し地域自治機能強化活動(高齢者の見回り、送迎、買物支援等)を年3回以上実施し、年間30人以上の利用者または参加者を確保する。(新規)

3 計画期間

認定の月～令和12年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

ア 棚田等の保全

(ア) 荒廃農地の発生防止

a 中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、ボランティア等を活用し、作物の栽培や農地の草刈り、水の管理などを行い、各棚田の荒廃農地や遊休農地の発生防止に取り組む。(継続)

(イ) 担い手の確保

a 中山間地域等直接支払制度、地域おこし協力隊制度等を活用しながら、各棚

田における担い手の確保を促進する。（継続）

- b 外部からの新たな担い手に対して、J A指導員及び県の普及指導員等の協力の下、営農指導や販売支援を行う。（継続）

（ウ）生産性・付加価値の向上

- a 各棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地中間管理機構等を活用して農地を集約する。（継続）
- b 各棚田において、自動草刈り機による草刈りやドローンによる農薬散布、自動給水栓による田の水管理などスマート農業の取組を推進することで、労働時間の削減を図り、生産性の向上に努める。（拡充）
- c 各棚田において、景観に配慮しつつ、畦畔破損個所の修復、法面の整形等必要な基盤整備の推進を図る。（継続）
- d 農地耕作改善事業、経営体育成農地整備事業等を活用しながら、各棚田におけるアスパラガス、白ネギ等の高収益作物の生産を拡大する。（拡充）

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

（ア）農産物の供給の促進

- a 棚田米の安定供給を図るとともに、1等米比率を維持する。（継続）

（イ）自然環境の保全・活用

- a 各棚田で環境保全型の農業（有機農業、カバークロップ、堆肥の施用）を実施するなど、自然環境の保全を図る。（継続）
- b 各棚田地域でシカ、イノシシ、サルなどといった鳥獣被害が相次いでいるため、侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。（継続）
- c 各棚田で小中学生に向けた自然ふれあいイベント（自然観察、里山ウォーキング等）の取組など、豊かな自然環境を活用して関係人口の創出・拡大を図る。（新規）

（ウ）良好な景観の形成

- a 各棚田において景観作物の作付け等必要な整備を行い、良好な景観を確保する。（継続）

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

（ア）棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- a 棚田オーナー制度や田植え・稲刈り体験等の農村交流体験イベントの充実を通じて、関係人口の創出・拡大を図ることで、地域の賑わい、交流の場の創出に繋げる。（拡充）
- b 各棚田地域で、地域おこし協力隊制度等を利用して、移住・定住者の増加を図る。（継続）

（イ）棚田を観光資源とした地域振興

- a 各棚田地域において、農泊の実施や空き家、古民家の再生・活用を進めることで、宿泊・移住しやすい環境を整える。（拡充）

（ウ）棚田米等を活用した六次産業化の推進

- a 棚田米等を原料とした加工品の開発・製造・販売に取り組むことで、生産性の向上に繋げる。（拡充）

（エ）地域社会の維持・活性化

- a インターンシップ、営農ボランティア、農福連携等を通じた人材を確保し、地域社会の維持・活性化を図る。（新規）
- b 地域運営組織と連携し、高齢者の見回り、送迎、買物支援等の地域自治機能強化活動を行い、地域の活性化を図る。（新規）

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない団体及び個人は、指定棚田地域振興活動のうち、協議会が指定する活動を実施することとする。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

伊那市棚田地域振興協議会は伊那市、農業者、農業者団体、地域住民、法人等で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項
なし